

社会労働委員会議録第三十三号

昭和三十三年四月二日(火曜日)
午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 藤本 捨助君

理事大坪 保雄君 理事大橋 武夫君

理事龜山 孝一君 理事野澤 清人君

理事八木 一男君 理事吉川 兼光君

植村 武一君 小川 半次君

加藤謙五郎君 草野 一郎君

小島 徹三君 小林 郁君

田中 正巳君 高瀬 傳君

中山 マサ君 八田 貞義君

古川 丈吉君 山下 春江君

井堀 繁雄君 岡本 隆一君

栗原 俊夫君 多賀谷真稔君

流井 義高君 堂森 芳夫君

西村 彰一君 山花 秀雄君

出席國務大臣

厚生大臣 神田 博君

出席政府委員

厚生事務官 田邊 繁雄君

(引揚援護局長)

委員外の出席者

厚生事務官 小池 欣一君

(引揚援護局長)

専門員 川井 章知君

三月三十日

委員高瀬傳君及び中村三之丞君辞任につき、その補欠として内藤友明君及び高橋達之助君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員高橋達之助君及び内藤友明君辞任につき、その補欠として中村三之丞君及び高橋達之助君が議長の指名で委員に選任された。

丞君及び高瀬傳君が議長の指名で委員に選任された。

同月三十一日

委員田中正巳君辞任につき、その補欠として高橋達之助君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員高橋達之助君辞任につき、その補欠として田中正巳君が議長の指名で委員に選任された。

四月一日

引揚者給付金等支給法案中の支給範囲に終戦前旧閣印引揚者包含の請願(床次徳二君紹介)(第二五四八号)

同(千葉三郎君紹介)(第二五八八号)

同(松永東君紹介)(第二五八九号)

同(田中隆男君紹介)(第二六〇五号)

同(田原春次君紹介)(第二六〇六号)

大工、左官及びこれに準ずる労働者の社会保障に関する請願(四四郎君紹介)(第二五四九号)

引揚者給付金等支給法案中の支給範囲に戦前旧マレー引揚者包含の請願(床次徳二君紹介)(第二五九〇号)

同(田原春次君紹介)(第二六三〇号)

同(吉川兼光君紹介)(第二六三二号)

衛生検査技師の身分法制定に関する請願(首藤新八君紹介)(第二五九一号)

同(中島茂喜君紹介)(第二五九二号)

同(五島虎雄君紹介)(第二六〇七号)

遺族処遇に関する請願(竹尾式君紹介)(第二五九三号)

環境衛生関係営業の運営の適正化に

関する法律制定の請願(今村等君紹介)(第二六〇二号)

同(島上善五郎君紹介)(第二六〇三号)

同(簡牛凡夫君紹介)(第二六〇四号)

国立日向療養所の新築移転に関する請願(伊東岩男君紹介)(第二六二九号)

戦傷病者雇用法制定に関する請願(中原健次君紹介)(第二六三二号)

同(西司亮君紹介)(第二六三三号)

同外一件(山崎巖君紹介)(第二六三四号)

戦傷病者再発医療費全額国庫負担に関する請願(日井莊一君紹介)(第二六五七号)

労働法制定に関する請願(原健三郎君紹介)(第二六五八号)

失業救済の開業事業実施に関する請願(原健三郎君紹介)(第二六五九号)

審査(原健三郎君紹介)(第二六五九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日、の会議に付した案件

小委員及び小委員長選任

引揚者給付金等支給法案(内閣提出第一一五号)

○藤本委員長 これより会議を開きます。

引揚者給付金等支給法案を議題とし、審査を進めます。質疑を続行いたします。流井義高君。

○流井委員 大臣が午前はお見えにならないので、一応条文の上でわからない二、三の点について局長さんの方にお尋ねをして、午後大臣が見えられましてから、少し政治的な問題についてお聞きしてみたいと思います。

まず、この引揚者給付金等支給法案を見ますと、六カ月以上本邦以外の地域に生活の本拠を有したということが引揚者という定義をつくる場合に重要なものさしになっているわけなんです。外地を旅行しておった者は引揚者という事はできないと思うのです。しかし、それが六カ月未満であつたにしても、生活の本拠を外地に置くに決心をして置いて、そして八月十五日に終戦になった、こういうような者は、旅行者でない限りは私はやはり引揚者という部類に入れなければならぬのじゃないかと思うのですが、こういう点、この前野澤君からも六カ月未満の者についての質問があつたようでございますが、どうも私聞いておいて理論的に納得のいかない感じがするので、さういふように引揚者に給付金を支給しようとするならば、やはり六カ月未満の生活の本拠を有した者について、この際温情を忘れていくことがいいんじゃないかと思うのです。というのは、その数が非常に多ければ、ある程度さういふものさしが必要かと思ひますけれども、六カ月未満の者は多分一割くらいだといふお話がこの前あつたのです。さうしますと、一割だといふと、どうでしょうか、三万そこそこといふことになるのですね。さういふ点、やはりある程度の温情を示す

ことが必要じゃないかと思うが、その点どうしてもやれなかったという理論的な根拠があれば、一つお示し願つておきたいと思ひます。

○田邊政府委員 お答えいたします。

御承知の通り今回の措置は、在外財産問題審議会の答申に基づいて行つた特別的政策的措置でございますが、在外財産問題審議会におきましては、引揚者という特殊性をいろいろ考慮いたしまして結果、引揚者が、終戦後多年積み上げた生活の基盤を失つて、強制的に内地へ引き揚げさせられたという点を強調いたしましたして、その点において他の戦争犠牲者、戦災者等と異なる事情があるものと認められる、その点に基点を置いて措置を講ずべきであるといふ答申をいたしておりました。従ひまして生活の基盤とは何ぞやといふことは、いろいろむづかしい議論があるかも知れませんが、常識的に考えまして、生活の基礎を外地に置いておつた人といふことになりましたと、引揚者審議会のこの答申の文字からうかがえますように、少くとも生活の基盤を作り上げるためには最小限六カ月程度は必要ではなからうか、さういふ一般常識によつたものでござります。この点につきましては引揚者団体ともいろいろ話し合つたといふとおかしいのであります。引揚者団体からのいろいろの要望もござりましたので、その点について話し合ひました結果、六カ月といふことで先方も了解したわけでありまして、六カ月未満といふことになりましたと、

一時的居住者であるとか旅行者であるとかいろいろまぎらしいものが入ってくる可能性もございますので、六カ月程度に押えることが最大の考慮ではなからうか、こういう考え方でございます。

○滝井委員 今の御答弁は短かくとも六カ月上なければ、生活のいろいろな根拠というものができない。従って引揚者等とも相談して、六カ月という

ことで一応の限界線を引いたのだという御説明でございますが、私は今申し上げましたようにその数が非常に多ければそういう線も引かなければならぬいかと思ひますが、一％であるということをお前多分田邊さんから御説明があらうと思ひます。従って三万そこそこになる。わずか三万人の人の不満を買って、画竜点睛を欠くよりか、この際恩情をそこあたりまで示す方が非常にいいのではないかと思ひます。われわれのところは六カ月末満の人からたくさん陳情書が来て、荷物も何も全部持って外地に行った、ところが無一文で引き揚げてきた、帰ってきたら引揚者なのに差別待遇されておるということ、おばあさんやおじいさんからいろいろ言ってきたおるのです。こういう点はやはり一応考慮する必要がありますかということをお私に主張しておきます。

その次は条文のいろいろの問題ですが、「終戦に伴って発生した事態」という言葉が二条の中に使われております。それからソ連の参戦によって発生した事態というように言葉が使われておるのです。少くとも六カ月という期間を生活の本拠として切ったからには、何もそういうむずかしい言葉をつ

けなくても、とにかく外地に六カ月上おって内地に帰ってきた者はやはり一応引揚者になる。どういふ事態であつたにしても私はそうなると思うのですが、どうして終戦に伴って発生した事態とか、ソ連の参戦によって発生した事態というものをつけなければならぬのか、これを一つ御説明願ひたい。

○田邊政府委員 六カ月上外地に生活の本拠を持っておる者が帰つた場合は引揚者ではないか、大体それでよろしいと思ひますが、終戦後外地から帰つた者の中にはアメリカ、カナダ、南米、欧州いろいろございまして、いわゆる強制的移住者と目せられる引揚者の範囲は、終戦後帰つた引揚者の大部分であらうと思ひます。シナ、満州、朝鮮、樺太、台湾その他南方諸地域、これらにつきましてはおおむね今の措置の対象となる引揚者でございますが、戦闘の行われなかつたような地域からも終戦後永住の目的をもって内地に帰つてきておる者がおります。こういうものを区別いたしましたして、

こういう非戦闘地域から帰つてきた一般的な引揚者をこの対象にするかどうかについては個々の場合に検討を要します。条文の上におきましては終戦に伴って発生した事態に基くやむを得ない事由による引揚者、こういう言葉を使つたのであります。端的に申し上げますれば、終戦に伴って発生した事態と申しますのは、無条件降伏をいたしました結果、国の行政権または外交保護権が全然及ばなかつた地域、こう大体言えると思ひます。

ソ連の参戦に伴つた特殊事態と申しますのは、第二条第一項第二号の八月九日から十五日までの間に帰つた引揚者があるわけでありまして、これは引き揚げというよりは混乱の中に逃げ帰つた方々であります。こういう方々も同じく八月十五日以降の引揚者と同じように取り扱つてやるのが実情に即応するのではないか、そのためには地域を限定する必要もございまして、こういう言葉を使つた次第であります。

○滝井委員 そうしますと終戦に伴つて発生した事態ということのものをさしに使うものは、国の行政権あるいは外交保護権が一応及ばなかつた一切の外地については引揚者としてこの法律の適用ができるということになるのですか。

○田邊政府委員 言葉が足りませんのである。いはそのように御解釈をなさつたのかもしれないが、ここにも書いてありますように、それにプラスいたしましたして、やむを得ない理由による引揚者という言葉を使つております。これはいわゆる強制的移住者という気持を出すためにこういう言葉を使つたのであります。外国官憲の命令のあつた者もございまして、生命を保全するために帰つた者もございまして、あるいはその地域でとどまつておつたのでは生活することが事実上できないといった方々もございまして、その地域はおおむね先ほど申し上げました満州、シナ、朝鮮、樺太、台湾及び南方諸地域、これらの地域がそれに該当すると思ひております。その点につきましては、私ども事前に各地域についての引き揚げ事情を調査し検討いたしました結果、それらの地域におきましては先ほど申し上げました事情が発生した事態である

と考えます。その事態は敗戦に伴う事態であると考えているわけでありまして、従つて同じ外交保護権ないしは政府の権限の及ばなかつた地域であります。米、北米等の地域については強制引き揚げの命令はございせんし、またそこにおつては生活できないという事情も一般的にはなかつたと思ひます。全然なかつたかどうかにつきましては詳細検討を要すると思ひますが、おおむね原則的にはなかつたと思ひわれ考へておりますので、そういう気持を現わすためにこういう言葉を使つたのであります。

○滝井委員 今後段の南米、北米ですが、そこあたりがやはり私は幾分問題が出てくると思ひます。この二条の一と四との用語の關係を見ると、残留を余儀なくされた者というものが四で、一方はあなたの方のおつしやるようにやむを得ない理由になつておるわけでありまして、残留を余儀なくされたこととはあまり変らない理由という余儀なくされるというところは、やはりやむを得ない事情の中に入つちやうことにもなると思ひますが、そこあたりの用語の使い方で、たとえば第二条の四で「終戦に伴つて発生した事態により昭和二十年八月十五日以後引き続き外地に残留することを余儀なくされた者で、こうなつておる。これは結局残留することがやむを得なくて、そしてその後帰つて来ることになつておるわけですか。私はそういう点で、これは少し問題が變つてきますが、二条の四なんかで、二十七年の四月二十九日以後本邦に引き揚げた者になつておるわけですか。そうしますと、もし八月十五日から二十七年の四月二十九日の間に引き揚げた者はどうなるか、こういうことが出てくるわけですね。

○田邊政府委員 引揚者という場合、大きく二つの種類があるのでございまして、一つは、終戦に伴つてボツダム宣言によつて内地に引き揚げさせられた者、または第二条第一項に書いてありますように、本人は永住の地である外地にとどまりたいと希望しておつたのであるけれども、外国官憲の命令等によつて移住させられた者、こういうグループであります。もう一つのグループは、早く帰つたかつたけれども、しかし抑留その他の事情によつて外地に残留をせしめられた者、これは現実に後期引揚者と前期引揚者をあらわすにばすぐわかと思ひます。私の方では、前段の強制的移住者につきましては、外地に生活の本拠を持った者を今までも考へております。後段につきましては、講和発効後においてもなおかつ内地へ帰ることができなかった。従つて内地へ帰つてからの生活再建というところがそれだけおくれたわけでありまして、そのハンディキャップを取り戻す意味におきまして引揚者の扱いをした。これは昭和二十八年以降中共から帰つた引揚者の実情を觀察いたしましたときに、そういう考え方にならざるを得なかつたわけでありまして、従つて残留を余儀なくされたという言葉の中には、典型的な例は抑留でございまして、前段の方は、やむを得ず内地に引き揚げさせられた者、やむを得ない理由によつて引き揚げさせられ

るわけですか。そうしますと、もし八月十五日から二十七年の四月二十九日の間に引き揚げた者はどうなるか、こういうことが出てくるわけですね。

○田邊政府委員 引揚者という場合、大きく二つの種類があるのでございまして、一つは、終戦に伴つてボツダム宣言によつて内地に引き揚げさせられた者、または第二条第一項に書いてありますように、本人は永住の地である外地にとどまりたいと希望しておつたのであるけれども、外国官憲の命令等によつて移住させられた者、こういうグループであります。もう一つのグループは、早く帰つたかつたけれども、しかし抑留その他の事情によつて外地に残留をせしめられた者、これは現実に後期引揚者と前期引揚者をあらわすにばすぐわかと思ひます。私の方では、前段の強制的移住者につきましては、外地に生活の本拠を持った者を今までも考へております。後段につきましては、講和発効後においてもなおかつ内地へ帰ることができなかった。従つて内地へ帰つてからの生活再建というところがそれだけおくれたわけでありまして、そのハンディキャップを取り戻す意味におきまして引揚者の扱いをした。これは昭和二十八年以降中共から帰つた引揚者の実情を觀察いたしましたときに、そういう考え方にならざるを得なかつたわけでありまして、従つて残留を余儀なくされたという言葉の中には、典型的な例は抑留でございまして、前段の方は、やむを得ず内地に引き揚げさせられた者、やむを得ない理由によつて引き揚げさせられ

たということでありまして、その言葉によつてとらえんとした事態は全く本質的に違つて参りますので、こういう言葉の使い分けをしたわけでありま

す。
昭和二十七年四月二十九日までの間に帰つて来た者はどうかというお話でございまして、集団引き揚げは大むね昭和二十二年末をもって終了いたしてあります。満州の一部につきましては昭和二十三年までかかっておりま

すが、大むね昭和二十二年末をもって南方その他の諸地域からの集団引き揚げは終つておるわけでありまして、ソ連からの引き揚げは、御承知の通り二十一年十二月から始まりまして、昭和二十五年の四月をもって終つておりま

す。それから引き揚げの中絶時代が続きまして、二十八年の三月中共からの引き揚げが再開され、二十八年の十二月からソ連からのいわゆる戦犯者の引き揚げが始まつたわけでありまして、

従つて強制的移住者というものは原則的に申しますと、二十二年の末をもって終つておるわけでありまして、またソ連からの引き揚げ者をもって見ますれば、二十五年の四月をもって終つてお

るわけでありまして、その間に帰つた者はどうかということでありまして、その間に帰つた者の中で外地に生活の本拠を持つてゐるような者があるかもしれま

せん。しかし大部分は内地から応召して外地に行かれた軍人が主でござい

ます。こういう方々は独立前に帰つた方々でありますので、特別な考慮を払わなかつたわけでありまして。
○田邊政府委員 今御説明になつたような集約的な引き揚げのいろいろ区分があるわけですね。それが少し突際的にわ

からなくなるのは、こういうように二条の一、二、三、四と見てみますと、全部期日を非常にシビヤに切つておるわけですね。こういう非常に正確な日

月の切り方によつて、引揚者でありながら、引揚者として今度のこの法案の恩典に浴さない者が一体どの程度ある

かということですね。それはたとえば軍人で幾ら、それから一般の者で幾らと、こうちよつと教えてもらいたいので

すが。
○田邊政府委員 この表面だけごらんになりますと、あるいはそういう疑問

が起きるかもしれません、私もは実態をまず頭に置きまして、それと

差しつかえないと思つております。条文の上からとれるものはとれるようになつております。もつとも個々に審査

を要するものはあるかもしれませんが、個々の審査によつて、外地に生活の本拠がなかつたとか何とかいうことがあ

るかもしれないが、対象としては相当広くつております。ことに昭和二十七年四月以降引き揚げた者につきま

しては、外地に生活の本拠がなくて見えてあげることになつておりますので、今後帰つて来る引揚者の中で、

ずつと自己の意思によつて残つておつて、途中から自分で降りたくなつて

帰つて来たという方が今後はいくぶん予想されると思ひます。そういうものは嚴重に審査を要すると思ひます

が、今日まで帰つた者につきまして観察しますと、この条文の表わし方ではとらえられると思ひます。
○滝井委員 大体われわれは、一々正確な日付が切つてありますので、いろいろ一つ一つについて考えてみておる

うちに、どうもこれはわからない人が出てくるのじゃないかという懸念があつたのですが、今の御説明でほとんど全部かかる、それから二十七年四月以降に引き揚げた者についてもそれを

全部見ていくのだ、こういうことでございまして、後段の四月以降の引揚者を見るというの、これは二条の一に

も入る人もいるのだと思ひますし、それから四などというのも特殊なものになつてくると思ひますが、そういう場

合は条文はどこでそういう読み方をいたしますか。
○田邊政府委員 御質問の点は、昭和二十七年四月二十九日以後引き揚げて

来た者で外地に生活の本拠があつた人もあるではないか、その場合に二にも

かかるし四にもかかる、こういう御質問は、正確に申しますれば、一か四かどつちかに書き分けねばならぬわけでありまして、實際問題としては、ダ

ブつてもらえないようにしておけば、實際の弊害はないわけでありまして、

第二條におきましてはこういう書き方をいたしまして、あとで両者併給して

もらふことができないようにいたしてございまして。
○滝井委員 それで大体かかるということがわかつたのでいいと思ひます。

それから二条の二で「その他の島」というのがあるのです。齒舞群島、色丹島及び厚生省令で定めるその他の島」これは小笠原関係ですか、あ

いものは一体どうなるのかということと、その他の島へは含まれないのかとい

うことと、「その他の島」というのは具体的にどういふところを言うことにな

るのでしょうか。
○田邊政府委員 「その他の島」という中に予想しておりますのは、択捉と国

後を予想しているわけでありまして。小笠原島は現在アメリカがこれを使つ

ているわけでありまして、この地域からの内地への疎開者に対しては、

別途行政措置で見舞金をすでに支給しておりますので、この法律の適用

の対象にはいたさない考えでござい

ます。
○滝井委員 小笠原は見舞金を支給しているの

ではないかという。そうしますと、沖繩関係はどういうことになり

ますか。
○田邊政府委員 沖繩はこの法律で本

邦の中に入つておりますので、外地から沖繩に引き揚げて来た人につ

きましては、当然この法律の適用があるわけでありまして。

○滝井委員 外地から沖繩に引き揚げた者は、本法の適用があるとい

うことと、その判別の方法でござい

ますが、これは、沖繩が今のような状態になつておると、調査その他がうま

いのかどうか、ちよつとわれわれ疑問に思つてゐるのですが、そ

こらの調査は、その調査の方法でやつておるのか、この際それを御説明願つてお

きたいと思ひます。
○田邊政府委員 昨年引揚者の在外事

実調査を実施いたしました際には、沖繩も合せて行い、沖繩では南連の事

務所において調査をいたしております。終戦以来日本政府の行政権の及ばな

かつた地域でございまして、都道府県と同じように実態を把握することに

つきましては、若干隔靴掻痒の感があるわけでありまして、すでに遺族援

護法、留守家族援護法も適用して

いると思ひます。
○滝井委員 どうも少しそこらあた

り、外地と十ば一からげにくつてい

くと、いろいろあとで問題になるよ

う感じがするのです。○田邊政府委員 この点につきましては、外務当局とも十分相談をいた

しまして、特に法律の第二條第二項に

いうことをうたつたわけでありま

す。十分外務省とは打ち合せをいた

します。

○濹井委員 だいぶ外交上いろいろあつたので問題が残つてきそうな感じがするのでございますが、外務当局とも打ち合せてやっておるということでございますから、一応信頼をいたしておきます。

次には、戦後すでに十二年を経過したわけなんです、まだ相当未帰還者もおられます。しかし、現実には外地におられる人々で、もう内地の方に帰つてこないのだという意思を持って外地におられる方も相当あるかと思ひます。そうしますと、現在未帰還者留守家族援護法との関係等が出てくることになるわけなんです。そうすると、これは本人は外地に住んでしまつておる。そして向うの御婦人と結婚されてある。内地には年老いた父母がある。あるいは奥さんがこつちにいらつしやるといふことで、援護法その他の適用を受けておるのですが、これらの関係がずるずると長くいくといふことに

ついては、もう戦後でないといわれ始めたので、やっぱり一つの限界がきたと思ふのです。これは私厚生大臣にも一ぺん聞かなければいかぬと思ひますが、少くとも内閣の方では、いろいろの戦時中あるいは戦後に起つた戦争の災害に対しては、もうこれをもって終りだといふような意味のことも大臣は答弁されているわけですね。農地等については、これは自民党の中にも異論があるようでございますが、今後一切やりませんといふことをおっしゃつておる。そうしますと、やはり戦後でなく新しい日本の姿を打ち出していくといふことになると、もうそろそろそこあたりで何か政策の転換をやらなければならぬ時期がきているよう

な感じがするのですが、事務当局として、今後未引揚者の生死不明、こういう関係と、内地における未帰還者留守家族援護法等との法律上のものもろの關係、こういう点を、今後どういう工合に処理をしていくつもりなのか。この点、一つ事務的な御見解を一応承つておきたい。そしてそのうちにまた大臣に承りたい。

○田邊政府委員 未帰還者問題についての最終的な、きわめて困難で、しかも本質的な問題にお触れになつたと思ふのであります。一般的に戦争犠牲者の問題は、そろそろこの辺でケリにしたいといふのではないかと御議論がたびたび出るわけでございます。一般的には私も同感でございますが、ただこの未帰還者問題については、そう簡単にいかないところに、未帰還者問題の特殊性があるわけでありまして、何となれば、留守家族といふものはここに居るわけでございます。そして留守家族の納得のいく措置をするといふことが、やはり未帰還問題の解決の場合に一番大事なことでありまして、人の生命に關することでございます。そこで考え方といひましては、先ほど濹井委員のおっしゃる通りに、いつまでもだらだらしておるわけにはいかぬ、こういう考え方については全く同感でございます。御承知の通り未帰還者留守家族援護法におきましては、この留守家族手当を支給する期間について年限を切つております。これは最初昭和二十八年八月に立法いたしました際、昭和三十一年八月まで、つまりこの留守家族援護法が制定になつてから三年間たつても、その間いろいろ調査、究明しても、なおかつ生存の資料

の得られないものについては留守家族手当を打ち切るという条件をつけたもので、三年の間にできるだけ努力し、未帰還者の消息を究明して、そうして何とかこの間にケリをつけたという氣持を現わしている、つまり努力目標をそこに現わしたのであります。が、何分にも調査がそこまでいき得なかつた關係から、さらに昨年国会の御審議を得まして、その期限をもう三年延長したわけでございます。三十四年の八月まで延長になつたわけであり

ます。そこで未帰還問題について一番大事なこととは何かと申しますと、われわれの方で氏名を把握している未帰還者個人について現在の生死の状態がどうなつてゐるかといふことを、できるだけの確に把握したいといふことでございまして、そのために国内でもいふん手を伸ばして調査したのでございまして、国内調査には限界がございまして、そこでどうしても關係相手國の協力を受けるということが絶対必要になつてくるわけでありまして、たとえばソ連に抑留されておつた、あるいは現在おる人も含めまして、抑留されておつた方々の名前といふものは、全部把握しております。その中から、帰つた人、死亡処理された人を引いて、現在約一萬名の未帰還者があつたわけでございますが、その実態は、現在生きてゐるか死んでゐるか、どちらかでございます。生きてゐる人については、現在帰國を希望しているか、希望しないか、どちらかでございますが、それがわれわれの国内調査では、やはり一定の壁を隔てて見ているわけでございます。上からのぞいて見たように的確に

確にいかないわけでございます。そこでソ連当局に対して、ソ連当局の情報の提供を求めているわけでございますが、ソ連もわれわれの要望の正当であることを自認いたしまして、日ソ共同宣言にあつた調査継続の条項を入れたわけでございます。ただし、ソ連といへども現在どうなつてゐるかといふことを全部的確に把握しているわけではないのでございます。実態からある程度の距離を持つてゐるわけでございます。ただし日本側よりは実情について一そう詳しく知り得る立場にあるといふことはこれは当然でございます。何となれば拉致進行し、抑留したのはソ連自身でございますので、ソ連が知つてゐるべきはずの立場にあるわけでございます。しかし遺憾ながら終戦直後から翌年の昭和二十一年の春ごろまでの間にございましては、國際法で定められておる捕虜名簿等もソ連で必ずしも完備しておらなかつたのではないと思はれる節がござい

ます。現在樺太を含めまして約一萬足らずの未帰還者がございまして、その大部分は終戦直後の生存資料しかなく、た方々でございます。実体的にはおそろしく死亡したのではないと思はれる方々でございますが、留守家族といひましては可能な一切の手段を尽くしてなおかつわからないという場合にはあきらめるけれども、その前にできるだけの手を尽してもらいたい、こういうのが留守家族の心情でございます。で、私もそういったことでは可能な一切の手段を尽くしたいといふことで、ソ連当局に実情をよく話しまして協力を求めたわけでございます。われわれのソ連に対する要請の仕方はこういう要

請の仕方でございます。ソ連側では捕虜である以上名簿を作つてゐるはずである、しかし先ほど申し上げたように全部名簿を作つてゐるかどうかわからない、しかし名簿を作つてゐる限りにおいては、われわれの方で出した未帰還者の名簿に載つてゐる人は、その名簿に現在生きてゐるかあるいは死亡したかみんな書いてあるはずでございます。死んだ人については、いつどこでどういふ病気で死んだかということが必ず書いてあるはずでございます。これは向うで作つた名簿等を手伝つておつた抑留者が帰つてきたといふこともございまして、そういうことで名簿にある限りわかるはずでございます。名簿がない場合はいたし方がないわけでございますが、名簿がある限りにおいては、資料がある限りにおいては、生存あるいは死亡といふことを回答してもらいたい、こういうことを向うに要請しているわけであり

ます。先般よく樺太地区につきましては――と申しますのは先般発表になりました数字はおそらく樺太に終戦當時おつた人に関する情報の提供であると思ひますが、いまだにソ連本土には昭和二十五年以降現在という資料に載つてゐる人が二百名以上ございます。その中に内地へすぐ帰りたいといふて手紙をよこしている人がございまして、こういう資料を外務省を通じてまた内地へ還送してくるべく要請いたしております。何分にも広い地域でございますから中には内地へ帰れるといふことを知らぬ人もあるといふことを聞いておりますので、少くともすぐ内地へ帰れるのだという趣旨が

○流井委員　そうしますと大体基本的には今の法律の關係がありまして、三十四年八月まで援護法がずっと続くことになるわけですから、一応のめどとしては三十四年八月までぐらいにはそういう關係がある程度整理ができて見通しがつくという、こういうことを一応常識的に考えておけばいいということになるわけですか。

○田邊政府委員　その通りでございます。ただしその前にやはりソ連及び中共に対して日本側で持っております現在の資料をそのまま提供して、率直に相手国の調査に関する協力を求めて実効を上げていくということが、こういった措置を講ずる場合の非常に大事な要素となっているわけでございます。今後その点について外務当局を通じてましてできるだけ努力を續けて参りたい、こう考えております。

○**滝井委員** これは今後日ソの国交調整あるいは中共和の關係等も非常に重要な要素になってくる、そうしますと外交上の問題が入ってくると思いますので、その問題は一応これくらいで打ち切って、いずれ外務大臣にもう少し自信のほどをお聞きさせていただきたいと思います。

○田邊政府委員　八万八千二百円という金額に対応する所得額は幾らになるかと申しますと、個人一人の場合で申しますと、給与所得でございますれば総収入五十万円でございます。御承知の通り所得税の賦課に当りましては、扶養親屬を持つ場合にはその数に応じて一人の場合には四万円、二人のときには六万五千円、三人九万円、四人十

万五千円がそれぞれ控除されまして、その残額に対して課税されますもので、八万八千二百円の所得税が課せられる扶養家族を持つておる実態をとらえてみました場合に、二人の場合におきましては九万円……。〔滝井委員〕「こまかいことはいいです。」と呼ぶ。夫婦二人切りという場合には六十万円になります。それから五十万円に対応する八万八千二百円という金額を算定いたしましたのは、別にきちんとした理屈

があるわけではございませんが、まあ生活の基盤を再建し得たと認められる方々、これは一般社会通念によりましてこの程度以上の方々は一応富裕と認めらるべき人々、こういう方々は除外する、こういう方々には御遠慮願うという意味におきまして、五十万円という金額に算定の目安を置いたわけでござ

が、税額できめてあるのですか。税額で八万何千円ときめて、それが所得額は大体五十万円ということになるのですか。

○田邊政府委員　法律の上では所得税で押えております。

○小島委員　そういうことになりますと、税率が變つてきた場合には五十万円が六十万円にも七十万円にもなるわけ

です。ね、今度あたり減税になってくる
と、どうなるのですか。

○田邊政府委員　三十一年度における
所得税額が八万八千二百円、ただし三
十一年度以前の三カ年間、二十九年、
三十年、三十一年における所得税の平
均額が八万八千二百円よりも低い場合
にはその方によってよろしいという特
例を設けております。

○滝井委員　大体三〇程度が恩典に浴
び、さくなるということはわかりまし

た。実は政府の税制改革の基本的な方針は、現在の日本の税制においては昭和三十一年度において五十万から百万の層が非常に重いのだ、これらの層はお金の毒だということで政府は減税の重点を五十万から百万に置いちゃったのです。そこが昭和十五年に比較して四倍、五倍の税を納めておるのだ、

いうと、どうも引揚者に対するもの
の考え方と、大蔵省の減税政策の考
え方が少しギャップのある感じが
する。

○田邊政府委員 それは別問題では
ないかと思えます。なお所得制限を
かぶります範囲は夫婦だけございま
す。所得制限額以上の所得があつた
方々であります。その子共には給付金
を

す。

○溝井委員　生活の本拠を喪失したということが基本になって、私たちもこういうことは必要だと思っておるわけです。しかし今まで政府がいろいろ減税の理論として展開しておったところと、これとは、同じ政府の中で少しニュアンスが違ふ感じがしたわけですね。それで皮肉な質問だったけれど、ちよつとお尋ねを実はしておいた

わけです。

その次にちよつと私のわからぬところは八条の三ですが、こゝで「三十二年三月三十一日以前に死亡した者で、死亡の当時二十五歳以上であつたもの」としておるのですが、多分政府の初めの考え方は三十才だったのです。それが二十五才に變つてきたのです。

しいという御要望があったと私聞いておりますが、そういう点も考慮されてこう訂正になったかと思えます。

○滝井委員　それからいま一つは、二十五才という年令を区切ることによつて、十一条で、遺族の給付金をもらうことになるわけですね。その場合、引揚者のもらうあの年令区分による遺族給付金の表が適用されることになるつ

けでしよう。そうすると結局十八才未満は関係がないし、二十五才未満も関係がなくなるので、結局表は二十五才ならば一万五千円遺族がもらう、こういう解釈になるのですか。

○田邊政府委員 これはこういう考え方でございます。引揚者として、生きておったならもらえるであろう金を差し上げる。ただし死んだときに二十五才未満であった方には差し上げない、というわけでございます、従って引

き揚げてきたときには十八才未満でありまして、死亡したときに二十五才以上という方があるわけでございます。もう金額にいたしますれば、一番最低の七千円をもう方もあり得るわけでございます。たとえば十七才で引き上げて来られた方がずっと今日まで生きておったならば七千円もらえる

わけでございますので、その方が終戦の十年目になくなったときには二十七才だった、こういう方は七千円ももらえ

るわけですね。

○滝井委員 「第二条第一項各号のいずれかに該当するに至った後昭和三十一年三月三十一日以前に死亡した者で、死亡の当時二十五才以上」でしよう。従ってその条文で行きますと、今度は第十一条の第二号で、「第八条第三号に掲げる者の遺族に支給する遺族給付金については、死亡した者の昭和二十年八月十五日における年齢により定めた次の表の額」と、こうなっているわけでしょう。そうしますと、昭和三十一年三月三十一日以前に死亡したときの年齢によって、たとえばそれが三十であった。ところが二十年八月十五日は、それから十年さかのぼるのだから、二十になる。そうするとこの表は十八才以上三十才未満の一萬五千円で行く、こういう解釈になるわけですね。わかりました。

次は不服の申し立てですが、こちらあたりが特に将来よく問題になるところで、ちょっと聞いておきたいのです。が、処分の通知を受けた日から一年以内には不服の申し立てを大臣にしなければならぬ。ところがこれは、やむを得ない理由があるときには、その期間の経過した後でもよろしい、こういうことになっているわけですね。このやむを得ない理由があるという場合は、一体どういふときが具体的に考えられるか、それを一、二、こういう場合が特にやむを得ない場合になるだろうということがあれば、一つお示しを願っておきたいと思うのです。これは、この法律を作るに於いて、引揚者の皆さん、

いろいろな運動資金等を集めてやってもらつてくれるわけですね。ところが運動資金を出さない者にはもらえないのだというところが一時非常に流布されて、相当当時恐慌を来まして、私たちが運動資金を出さなければならぬといふことだが、先生、そんなことがありましようかといふて、ずいぶん尋ねられたのです。従ってこれはもしかすると、全部に周知徹底をするだろうと思

うけれども、何百万という引揚者の中で、ぼやぼやといふては語弊があるが、こういう問題に関心を持たない学問の少ない人もいるわけですね。従って、そういう人が気づかずに、あとになって、私は知らなかったというのも出てこないとも限らないし、やむを得ない理由というのは大体どういふ場合をいうのか、それもやはり時刻の関係もあるのをお教えを願っておきたいと思

います。○田邊政府委員 滝井さんの言われた法律の趣旨の普及徹底の問題、あるいはその普及徹底に要する期間の問題でございしますれば、その問題は引揚者給付金を受ける権利行使のための時刻の問題だと思ふのです。この不服の申し立てというものは、一たん権利の認定があつて、だめだと言われてから不服の申し立てをする場合でございします。お述べになりましたのと事情が若干違つてゐるのではないかと思ひます。不服の申し立てをする期間を一年とし、やむを得ない場合は例外を設けるといふ例をいたしましては、天災地変のようなものを考えております。それから法律の普及徹底の問題につきましては、これは昨年実態調査を私の方でいたしました際に、この申告を

しなければ将来もらえるであろう引揚者のための在外資産の補償はもらえないのだといふことを言つた地方があるといふことを私も耳にいたしておりましたので、私も昨年度の調査をいたします際にこの調査をしたからといつて、必ずしも将来金ももらえないといふことが約束されたものでもない、それが大事なことである。それから今度の調査に関する申告をしなかつたからといって、将来法律ができた場合に、金ももらえないといふものではない、しかしまあ大事な調査だから漏れなく申告をしてほしい、こういうことで各県を指導したわけでございます。引揚者団体の中央におきまして、地方におきまして、少くともその地方の幹部までにはそれは徹底しておるはずでございしますが、末端におきましてその趣旨が十分徹底しなかつたところもあるように思われる節もないではないのでございします。今度はそういうことのないように末端までこの法律の趣旨を普及徹底して参り、そういう事態の起らないようにいたしたいと思ひます。

○滝井委員 ああそうですか。今私は十五歳を十八歳と少しこがらかつて質問いたしました。が、厚生大臣の処分に不服のあつた者は、その不服の処分に対して一年以内に申し立てをするのとができる、特にやむを得ないときといふのは天災地変等であるといふことがわかりました。受ける権利は、三年間行わないときは、時刻によつて消滅する。といふこと、今ちょっと私ごつちにしておつたようでございしますが、この受ける権利についてはできるだけこの法案の普及徹底を早くやつて、漏れなくもう権利をむだにしないようにしていただきたいと思ひます。

○田邊政府委員 これは琉球政府の場合を考えております。○滝井委員 そうしますと、沖縄関係は結局沖縄の政府でやつてもらふという規定なんですか。——わかりました。どうもこういう場合をいろいろ考へてみたからわからなかつたので質問いたしました。が、大体私は条文の上でわからないのは以上で終わります。あとは少し政治的なニュアンスのある問題でございします。午後大臣が来てからやらしていただきます。○藤本委員長 岡本委員。○岡本委員 この機会に事務当局の方から御意見を承つておきたいと思ひます。戦争による犠牲には、生命を失つたとか、あるいは身体に障害を起したといふふうな犠牲と、それから財産的な損失を大きくこうむつたといふふうな犠牲と二種類あるわけですが、今度の場合には財産的な損失に対して補償が出るわけなんです。しかしその場合、生命を失つたとか、あるいは不具者になつたとか、あるいは非常に病弱になつてしまつたとかいふふうなことに伴つたところの損害に対する補償と、それから財産を失つたといふことに対

する補償とどちらを重要に考へておるかといふことについて、局長のお考えを承つたかと思ひます。○田邊政府委員 今回の措置は、お言葉にもございましたが、財産に対する補償であるとは考へておりません。財産に対する補償そのものずばりとは考へておりません。やはり生活の基礎を失つた、無一物になつて歸つてきて、生活再建をはかるに於いていろいろ御苦労があつたであらう、できれば上陸直後において若干のお見舞金を差し上げて、それをもつて立ち上りの資金にしたいといふふうな事情から

であつたが、当時いろいろ事情からできなかった、二十年もたつた今日ではあるけれども、こういった措置を講じて引揚者の多年の御要望に報いたし、こういうことでございまして、厚生省でこの給付金を支給するという中には決して財産補償的な理念は入つておらぬのでございします。引揚者団体におきましては、いわゆる暫定補償といふことを申しまして、在外年数に応じて世帯主だけに金をはしいといふことを言つておりますが、理論的にも実際的にもいろいろ欠点がございますので、私どもの方ではかつての戦時災害保護法の例を参考としてこういう措置をとつた次第であります。

なお、財産的な、ただいまのお言葉を拝借するならば、いわゆる財産を賣つてきた者と生命の問題とどちらを重視するかといふお尋ねに對しましては、生命を失つた者を重視する、これはこの法律の中にも書いてあります通り、外地において終戦後のあひつた特殊事態に基いて終戦後のあひつた方に対しては、生きて歸つた方より

りも厚く見て差し上げたい、こういうことを明記しておるわけであります。この中にたゞいまの考え方が現われておると思ひます。

○岡本委員 そうすると、今度は簡単に言えば補償というのじゃなくて、慰謝料だ、そういう観念から出ておるわけですか。

○田邊政府委員 在外財産が国家賠償の肩がわりに使われた場合に国が補償するという観念に立っていないことは明瞭であります。また失ったものが多くからその大きさに応じて国が出すという筋ではないのであります。これは大臣から先般の委員会においてお答えがあった通りでございます。政府が金を出す気持にはいろいろの氣持が含まれておるわけでありますが、慰謝料という言葉は必ずしも適當ではないのであります。在外財産問題審議会の答申に基いて行つた特別の措置である、その根拠は、引揚者がその生活の基盤を失つてほとんど無一物になつて歸つてきて、日本の内地において生活の再建をはかるにおいて御苦労があつたという事実に着眼いたしまして支給するものであります。

○岡本委員 財産を失ひ、同時にそのことで生活の基盤を失つて一時非常に苦労された、その苦労されたことに對して何らかの措置を講ずるというふうな意味であらうと思ひます。そこで、そういうことは同じように、今度の戦争によつて内地におつてもあるいは外地におつた人にもあると思うのであります。いろいろな生命もしくは身体的な損失を受けておる人がまた相当あると思うのであります。

〔発言する者あり〕

○岡本委員長 御静粛に願ひます。

○岡本委員 そこで、今度の場合財的な損失に對するいろいろの問題です。ね、それに対する補償という用語があるかも知れませんが、補償ではなくても一種の財的措置であることは確実です。ところが、たとえば軍の徴用とかあるいは軍属であつて、厨夫とか、まかない夫とか、そういう形で軍艦とか船に乗つておつて、そしてその船と一緒に沈んじやつたというふうな人がたくさんいるわけですか。ところがそういう人に対しては、正式の軍の徴用者でなかつたということでは、はっきりした軍属の身分が保障されてなかつたというので、何らかの措置が講ぜられておらない人がまだ残つておるのです。片一方は召集された兵の身分で行つたから、戦争のために死んでもそれに対して戦死者としての厚い慰めを受けておる。ところが同じように軍のお役に立つておるながら全然国から顧みられないという人がまだ残つておるわけですね。そういう人に対する国のある程度の慰めの措置というものは講じられるべきであると思ひます。従つて私の今言いたいことは、外地から引き揚げてこられた、長い間非常に苦労されたでしよう、それじゃ今度その氣持が幾らかでも休まるように措置を講じましようというのが今度の法の趣旨であるから、生命を失つた人で、まだ網の目から漏れておる人を、この際網をこまかくして救ひ上げて、遺家族その他の人たちの心休まる措置をこれからおとりになる用意があるのかどうか。声の大きいものだけ取り上げて、これは声が片一方の小さいものは聞えても知

らない顔をしておる、こういうことではいかぬと思うのです。網の目から漏れておるこまかい具体的な問題がいろいろあると思うのです。ね、そういうお氣の毒な人について今後十分検討して、何らかの心休まる措置を講じていただき。またこれは数が少ないから、そうたくさん費用も要らないと思ひます。そういう網の目から漏れておる人を一掃される用意があるかどうかというのを承わつておきたいと思ひます。

○田邊政府委員 陳情が強いからそれだけ限定して政府はやるのかといつたお言葉がございましたが、私どもはできるだけ陳情がない場合におきましても実情に即した措置をとつて参りましたと考へております。今度の法案をいさいに御検討いただきますれば、たとえば外地においてなくなつた人の問題は別に強い陳情を受けておりません。しかし生きて歸つた方に対して金を出すなら、当然それ以上の厚い処遇を外地において命を落された方に対してすべきだ、こういう考へ方に立つて措置しておるわけでありまして、また外地に生活の本拠がなかつた方でもございまして昭和二十八年以降降中から歸られた方の中には非常にお氣の毒な方がございまして、こういう方の数が少いために声はほとんどございせんが、われわれ長い間の引き揚げの過程におきまして非常にお氣の毒であつた実情がわかりますので、こういう方々に対しては措置する心がまえでやつて参つたのでございまして、ただいま御指摘のありました戦争中に戦没された方にいまだ何ら遺族としての援護措置を受けて

いない方があるのじゃないか、こういう御質問だと思ひます。一般的な申しますれば、戦争中御承知の通り戦時災害保護法というものがございまして、戦時災害によつて命をなくされた方に対しては戦時災害保護法によつて家財とか住宅を失つた方以上に国は処遇しておつたのでございまして、戦時災害を受けた場所は必ずしも内地だけではありません。船の上で受けられた方に対してもあるいは外地において受けられた方に対しても一律平等に措置いたしておつたのであります。包括的にはそれでやつておつたわけでありまして、なお戦死者の中でも、戦没された当時の状況が軍人軍属に準ずると認められる方々、私どもの方ではいわゆる準軍属といつておりますが、これは法三十四条によつて弔慰金を出してあります。この弔慰金の金額は安過ぎるという御批判はあると思ひますが、一応それでやつておるわけでありまして、そうして内地における学徒、徴用工等、国家総動員法に基いて徴用された方々もしくは国家総動員業務に協力せしめられた方々、こういう方々に対しては、死亡當時にそれぞれ當時の一般社会通念によつて処遇をいたしておつたのであります。あらためて遺族援護法で処遇をいたしたわけでありまして、そのほかに遺族援護法では、陸海軍の要請に基いて戦闘に参加した者という言葉を使つております。それから特別未帰還者という言葉を使つておるのです。これの端的な例はソ連、中共に抑留された方々であります。抑留というのは狭い意味でございまして、単なる残留ではないのであります。国家権力によつて身柄そのものが拘禁状態にあつた方々をさしてあります。実際の運用に當りましてはこの二つの条項、特別未帰還者という条項と陸海軍の要請に基いて戦闘に参加した方々で戦没された方々に対してできるだけ幅広く運用することに依つて広く援護の手を伸ばしていきたいという考へ方に立つております。具体的事例を申されましたが、それが果してこの中で救済される対象に入つてゐるかどうかが今直ちに答えはできませんが、できるだけそういう考へ方でやつてゐるわけでありまして、この弔慰金の範囲、準軍属の範囲が現在の状態で果していかどうかにつきましては、数は多くはないけれども、ちよこちよこあるいはあるかもしれない。これは各方面からいろいろ御要望を承わつて、いさいに検討して現在の法律の範囲内でやれるものは逐次実施してゐるわけでありまして、なくなつた方につきましては、わずかながらございまして措置をいたしております。ただ問題は三十四条関係の方々の中で何がをされた方々、しかも重度の傷痍者、ことに学徒の場合なんか顯著であります。これも数はわずかにあると思ひますが、これも現に何もしてゐない。私どももしよつちう氣がかりになつておりました、できるだけ早い機会に適當な何らかの措置を講じたいとは考へております。今回の措置と並行してというところまでは実は問題があるやうでありますので、すべての関連において十分検討してできるだけすみやかな機会に何らかの措置を講ずるやうにしたいものであるというところで、せつかく検討いたしてゐる次第であります。

○田邊政府委員　軍人、軍属に該当する方でございますれば、大むね遺族援護法で年金ないし弔慰金を差し上げておるのでございます。もつとも軍属と申しまして非常にピンからキリまでございまして、ただ名義だけの軍属というものもございます。遺族援護法では、ずっと有給であった軍属、身分的に申しますれば、嘱託、雇員ということになりましかうか、雇員ということでもあります。あるいは雇用人、軍属でありますれば、戦争中すでに陸海軍の共済組合によって殉戦年金というも

法律の運用でどうしてもできないというものが、先ほども申し上げました公務員には国家総動員業務に国家の要請に基いて協力しないは参加したというものが扱っていくべきではないかということに当然なるわけであります。その点はできるだけ法律の運用によって措置をしていくことが一番簡便でございますので、そういう方針でやっておるわけでありますが、もしそれにより得ないというものがありますれば、十分検討いたしたいと思ひます。

○岡本委員 もう一点お伺いしておきたいのですが、これは私前にも申したことがある例であります、例の結核の再発の問題です。あれはどうなさるのおつものですか。やはり再発しておつても、一たんなおつてしまつておれば、再延長になった当時に一たん治癒したという形にあるものは、もう再発しても顧みないのか。あるいは今後それが再発したものは再発したものだとして援護の措置を今後お話しになる御方針ですか。

うな結核の再発はどうなるかということとを政府としては真剣に取り上げたわけでありますが、結核という病気の特殊性から申しまして、再発を取り上げるといふことは非常に技術的にむずかしい問題が出てくる。極端に申しますと、一たん軍隊の門をくぐって、あとで終戦後結核になった人はみな再発だということになると全部取り上げなければならぬじゃないか。その辺の基準がなかなかむずかしいということもありましたので、実は正直に申し上げますと、あの法律では取り上げなかったわけです。それで、ある限度を置いて再発も取り上げていくじゃないかとという考えをとっているわけではないのです。それが未復員者給与法から今日の規定でございます。これは何も未復員者給与法ができたあとにおいて外務省から引き揚げて来た方々ばかりを対象にするのではないのでありますけれども、未復員者給与法を制定した当時においては、復員者で療養している者を全部取り上げたわけではありません。それが期間が再延長になったわけでありま

す。そこでその再延長の範疇に入ってきた人は見ているわけです。全部をやればそれに越したことはないのですけれども、いろいろな事情からそういつた制約を置かざるを得なかった。従つて法律ができたあとで、三年間だと思いますが三年間たったあとで過去の病気が再発したといっても、それはこの法律で取り上げることとは、情においてはともかく、実際にはなかなか困難ではないか。そこでこれは私の所管ではないかもしれませんが、一般的な結核対策を強く推進することによって包括的にや

ていくほかないのじゃないか。これは一般戦争犠牲者にも通ずる考え方でございますが、特に身体障害者の問題、結核患者につきましては、さらに結核対策の強化という線によつて問題をカバーする以外には方法はないのではなないかと考えております。ただし現在の未復員者給与法の範疇で救える範囲内においては極力救つていきたい。しかし限度がございいます。またゆるめますと切りがございいますので、法の条文に規定された限度内においてできるだけ援護していきたい、こう思います。

○岡本委員　結核の治療の断定が非常に困難であるということはお聞きしたのには三十五年までですか、三十五年の当時に発病した人、病氣である人は引き続き援護を受けられ。しかしながらそれのとき一見外観的によくなったが、それからまた別な形で少し無理をされたために、自分で生活を支えなければならぬから無理をしたために、また出てきたというふうな場合には、その人はいまだ援護の対象からはずされません。現実にはどうもよくないで

しょうけれども、そういう形で一たん治療したというので退所を命ぜられる。ことにこのごろ結核の患者を退院させる場合には、療養所が全治という形では全部出しておりません。みんな略治、ほぼなおったという形で出すのです。全部全治という形では決して出しません。全治とは書かない。略治という形、それでなおったということに一応なる。そして一応それでもってある程度の軽い業務ならつけるといふ解釈をするわけなんです。それは化学療法が発達してきたからそういうふう

なってきたわけですね。化学療法が発達しない場合はなかなか退院させなかつた。しかしながらこのごろは化学療法が発達したために、退院の期間が以前よりは早くなった。そして働きのが、経過を観察しながら養生させる、こういう形の療養所からの退院が相当出てきているわけです。そういうような場合に、ある程度再発の危険もあるし、同時に治療するのにも以前より結核の治療というものは相当費用がかかるわけですね。だから結核の治療というものはある程度経済能力を持った人でも自分の独力ではなかなか養生しにくいのです。勢い生活保護法とかあるいは諸種社会保険にたよることが多いわけでありまして、ところが戦傷病者の場合、比較的経済力が乏しい。経済力の乏しい人が一応なおつたというところで出される、相当無理をして働かなければならぬ。一たんなおつたという認定を下された限り、再び出てきても、もう援護法の適用を受けられないというところ等、これは相当矛盾があると思う。だからそういう場合は、法律ごとこういう厚生関係の法律というものはあたたい心を持たなければならぬ。できるだけそういう戦争の犠牲者をこうむつたであらうと思われぬ人はその中へ包括していくというふうなことでなくちゃいかぬと思う。今の局長のお考えは、できるだけ切つて荷物は捨てていきたいというふうなお考えのようであつて、できるだけかわいそうな人を救い上げていきたいという考え方の上に立っていらつしやらない。しかしながら厚生省という役所はできるだけ救い上げていきたいという考え方の上に立つべき役所であらうと思う。あなたの任務もそういう任務であると思うが、お考えがちよつと冷たいと思う。どうでしょう。

○田邊政府委員 再発患者の問題について若干現在の法律の規定に不備なものがある、こういう御指摘でございませう。私その点を申し上げたのではないのでございまして、軍隊に勤務しておつた者が再発した場合、全部見るべきではないかという御議論、これは私の誤解であつたかとも思いますが、先ほどそういうふうにとつたので、そこまではちよつと行きかねる、こういうことを申し上げたわけでございます。ただいまのお話では、期間満了の日に退院している者については、期間の更新があつた場合において、再発した場合に認められないのじゃないか、こういう御指摘だつたと思ひますが、(岡本委員 期間中でも同じことだと呼ぶ) 期間中ではございませう、再発は認められるのじゃないかと思ひます。たとえば三年延長になつて、あと三年間療養の期間が本人にあるという場合、一年目に退院した。ところが一年後に発病したという場合は受けられないのではなかつたかと私理解しておりますが、もし間違ひであれば、この次に正確にお答えしたいと思います。なお御指摘の点はごもっともな点でございますので、今後法律の改正等がある際には十分検討したいと思ひます。

○岡本委員 法律等の改正がある際にはというよりも、法律を改正される用意がありませんか。何かものついでにやつていくというのでなしに、経済的な力のない人は、援護法の適用が受けられなければならない、これは生活保護法の適用を受けて、いずれは国の援助でもって療養していくわけですね。ただしその場合、援護法によるものと、生活保護法によるものとは、経済的には多少の負担は援護法による方が重くなるように思ひます。しかしながらそれは五十歩百歩の問題で、十のものが生活保護法によれば八というふうになるかもしれません。しかしながらこれは国の援助によつて療養しなければならぬ結核患者であるとするなら、むしろその人は、自分は戦時中戦争に参加してつて、その間に退院したからに無理をしたから結核になつたんだ、そして一たん内地へ帰還して養生してなつたが、再び出てきたというふうな場合には、未婚者や援護法で援助していくというふうになつた方が、気持そのものもあたたいし、同時にまた患者のお心も休まるのではないかと思ひます。だからそういうふうな法改正をこれからお考えになる用意はないか、こういうことを承わりたい。

○田邊政府委員 いろいろ複雑な事例がたくさんあると思ひますので、もう少し勉強させていただきたいと思ひます。私も、先ほど申し上げました通り、現在の法律の範囲内でも極力実情に即する取扱をするように心がけてはおりますが、なおその点で検討を要する面がありますので、これらをあわせて検討させていただきたいと思ひます。

○堂森委員 一点だけですが、日本の国籍を持たない場合でも、戦犯として外地にあつた人が帰つてきて給付を受けることができる、こういう例外がありますね。ところがソ連、中国に抑留されてつて、戦犯ではないんです、平和条約による裁判による扱いではないから、あなたの方の扱いでは、そのうちに入らぬ、そうではないんですか。

○田邊政府委員 附則の第二項に規定してあることであると思ひますが、これはこう書いてございませう。第五項の二項に規定する者については、第四項の規定にかかわらず、その者が日本の国籍を有しない場合においても、同条の規定による引揚者給付金を支給する。つまり第五項第二項の規定は、給付金は朝鮮、台湾の国籍を保持していない者についても適用する、日本の国籍を保持していない者についても適用する、という条文でございます。第五項第二項と申しますのは、第一は「日本国との平和条約第十一條に定める裁判により拘禁され」た者、いわゆる正式の戦犯と申しますか、それから「又はこれと同視すべき事情の下において外地に残留すること余儀なくされた」というのは、ソ連、中共地域におけるいわゆる戦犯として扱われた者。従つてソ連、中共からいわゆる戦犯として拘禁されてつた者が帰つてきた中には、朝鮮、台湾の人もおられるわけでありまして、そういう方々もこの第二項によつて二万八千円の引揚者給付金がもらえるわけでありませう。

○堂森委員 そうしますと、向うで戦犯として抑留されてつたのではなしに、長い間抑留されてつたという場合もあるのですが、そういう人はだめですか。

○田邊政府委員 それはここに書いてありますように、「これと同視すべき事情の下において」つまり平和条約第十一條に定める裁判の場合には裁判の原因となる実体があるわけでありませう。理由があるわけですね。それからもう一つは嚴重なる拘禁を受けてつたわけでありませう。ソ連、中共地域におきましてもいわゆる抑留の原因となつた事由というものは裁判による拘禁がおもでございます。中共の場合は判決がありませんでしたけれども、これは平和条約の戦犯と同じような事由であるやうでございます。ソ連地域におきましてはいろいろ複雑な原因がありまして、中にはちよつと同視し得ない事由の者も僅少ではございますが、あるやうでございます。また拘禁の状態におきましては、おおむね平和条約の戦犯の拘禁と同じやうではございませうが、中には拘禁を解かれてから、いわゆる流刑といつて、ある地域を指定してそこへ流す、そしてその地域で一定期間自活しなければいかぬ、しかし別にからは拘禁はされてないが、自由が拘束されてそこから出るわけにはいかない、こういうものもございませうが、こういった拘禁に引き続く流刑の状態というものはおおむね拘禁と同視すべきではないか。そして帰つてきた方々もございませう。そしておおむね戦犯として扱われた者、ないしはこの方々と一緒に帰つてきた人々は、この法律の適用を受けることになるのではないかと申しますが、中にはどうしても私の方へ入つてくる情報、ないしは本人について聞きたつた結果、同視することを得ないという者もあるのではないかと、こう考へてゐるわけでありませう。

○滝井委員 今個人と企業の財産があったのですが、国の財産は幾らくらいいですか。

○田邊政府委員 これは厚生省ではちよつとわかりかねます。

○滝井委員 このほか国の財産があることに確実らしいのです。そうしますと問題になるのは、企業の三千二百五十一億という財産なんですね。今度の法律は、法律の立て方を見ると個人を中心にして物事が処理されていっておると思うのです。そうすると政府はこ

ういう企業の財産——戦争の跡始末とか終局のものだということになると、自然人も法人も、人という大きい概念からいけば大して変わるものではないことになる。そういう点、やはり私はこ

こらあたりで給付金の性格を明確にしておかないと、企業からの在外財産補償の要請というものも問題になり得ると思うのです。千三百三十六億という個人の申告したもので二倍以上の三千二百五十一億というものがあ

るわけですね。こういうものとの区別を一切どうして割り切つて、企業はもう一切めんどろ見ませんという形になつてい

くのか、その理論構成と申しますか、割り切り方と申しますか、こういうものを私たちは一応御説明いた

ただいておかぬと、この法案を通した後にそれらの者に説明する場合にも政府の意向

というものを知っておく必要があろうと思うのですが、そういう点一つ御説

明願したい。

○神田國務大臣 今の滝井委員のお尋ねはまことにちよつとでもございま

して、明らかにそのことがこの問題の解決の焦点であるとも考えております。

政府といたしましては、先般の戦争に

つきましては、終戦以来のしばしば行

う施策によつてその考え方が現われて

いると思ひますが、御承知のように、

敗戦の状態がいれば国力を消耗し尽し

ている、もつと具体的に言へば、政府

の力をもつてしてはもう何事もできな

いような状態になつておつたのではな

いか。そこで支払い能力というよう

なものないという前提のもとに、御承

知のように第一次吉田内閣の際におい

て補償打ち切りをやつております。政

府のあらゆる債務を踏み倒してしま

う。しかもこれは昭和二十年の八月十

五日前の債務にして、その後支払つた

債務を全部返還した。それはどうい

う考へであるかといへば、敗戦の結果

日本国はたんとつくれるというか、そ

ういう力がもうないのだという考へ方

で全部返還した。これは私は、政府

はこうした戦争の跡始末についてはそ

ういう考へ方で終始していると思う。

その後御承知のように国民の努力に

よつて逐次復興してきています。その復興

に伴つてこの戦争犠牲というものを解

決してきた、こういうことが言えるの

ではないかと思ひます。今度のこの引揚

者に対する給付金等を決定するに当りま

しても、昭和二十年八月十五日現在の

日本国の力というものは、もうさうい

うことについて一切能力はない、財産

補償はしない、そこで法人関係につい

てもこれは取り上げない、こういう考

え方だと私は考へております。

○滝井委員 どうも大臣、ちよつと理

論の筋がはつきりしないのですがね。

財産補償をしないというところはよくわ

かるのです。そうすると、個人の場合

に、在外財産の補償はしないけれど

も、戦争の跡始末として、終局的な

のとして給付金を与える。そうします

と企業には財産の補償はしなくてよろ

しい、戦争の跡始末として、あるいは

終局的なものとしてたとえば融資をし

てくれという要求も出てくるかもしれ

ないと思ひます。たとえば外地に

あつた会社をもう一ぺん内地で再建す

るのだ、当時の自分の財産は十億あつ

た、だからそこに何らか融資をしてく

れという理論も出てこないとも限ら

ぬ。だからこれはやはり、給付金とい

うものの性格は個人を対象にしなければ

ならぬという理論構成をきちつと割

り切つていっていかないと、いわゆる企

業の問題が問題になると思ひますが

ね。全然問題にならぬという確信はお

そらくお持ちじゃないと思ひます。

そこらあたり、企業というものは今後

問題にならないのだという理論構成を

いいますか、何か説明のつく明確な答

弁がほしいのですがね。日本の国が能

力がなくなつた、だからもう財産補償

はしませんというのでは、能力がな

いというけれども、今は神武以来の好

景気で、欧米の戦争に負けた国よりか

はるかに生産力は伸びていっている

という段階ですから、さういふことは

ちよつと今の段階では言えなくなるの

じゃないかと思ひますが、もう少しわ

れわれの納得のいくような御説明がい

ただきたいのです。

○神田國務大臣 これは私が先ほどか

ら申し上げておりますように、国民と

国との関係ですが、要するに今度の敗

戦というものは、日本という国が一ぺ

んつぶれたというような状態であつた

のだ。私は、本来からいって、いろ

いろ議論はありますが、これは革命だ

と思ひます。そこでさうした戦争の犠牲に

対する補償は、自然人以外にはしな

い。もし外地に会社があつて、その会

社が内地に企業した場合には融資をし

ないかといううなお話は、その会社

が日本の再建あるいは復興に必要なと

いう場合においては、さういう意味に

おいては融資をするが、在外財産を対

象として、あるいは在外年数を対象と

しては補償しない。それは内地におい

ても同様なんです。爆撃された会社、

法人は、爆撃自体を対象としては政府

は何ら補償していない。しかしその会

社が爆撃されて工場を失つた、それを

再建することが日本の再建に直接、間

接必要であるといううな場合には、

さういう意味においてはこれを取り上

げて融資しておる。だから海外の法人

についても、やはりそれと同じ関係に

立っているのだ、さういふふうに考へ

ているわけでございます。

それからただいま滝井委員から法律

的にどうだという専門的なことがあり

ますので、さういった法律的なことに

つきましては政府委員から逐次答弁さ

せることにいたしたいと思います。

○田邊政府委員 滝井委員の御質問

は、国に在外財産を補償する責任があ

るかどうかという問題が根本にならう

かと思ひます。この点については、在

外財産問題審議会におきまして、慎重

にしかも熱心に論議されたことござ

います。結論を得るに至らなかつた

のでございませう。その経過につきま

しては、先般の委員会で御報告申し上げ

ました通りでございます。また在外財

産問題審議会の答申の中にも詳しく報

告してございませう。そこで政府といた

しましては、これは厚生省の所管では

ございませうが、本問題については国

には法律上補償する義務はないという

見解をとつておりますので、先ほど御

指摘になりましたような引揚者の在外

財産はもちろんのこと、企業に関する

在外財産についても、法律上補償の義

務があるという考へ方は持つておらな

いわけでありませう。

○滝井委員 さうしますと、法律上在

外財産に対して責任がないとはつきり

割り切り、同時に会社にもやる必要は

ない、さうすると今度の個人にやる給

付金は一体何かということになるわけ

です。

○田邊政府委員 これにつきまして

は、先ほど大臣からもお答えがありま

した通り、平たく申しますれば、全生

活の基盤を失つてほとんど無一物で内

地へ引き揚げてきた人々、地縁の乏し

い引揚者が、内地における生活の再建

をはかるに當つては、非常に多くの障

害が予想されたのでございまして、で

き得るならば上陸されたとき何かしか

の金を差し上げて、それを元手として

再建をはかつていきたい、さういふ念

願を引揚者は持つたのであります。し

かし当時占領下でございまして、ま

たその他いろいろ事情がありまして

て、引揚者の要請に沿うことができな

かつたのであります。今日引揚者の

要請も強く、また在外財産問題審議会

において慎重に審議いたしました結

果、その点に着眼して給付金を支給す

ることが適当であるという答申をいた

したのであります。政府といたしま

しては、その答申を慎重に検討いたし

ました結果、在外財産に対する補償で

はないが、先ほど申し上げましたよう

な事実に基づいて置まして、この給付

金を支給することとしたわけであ

ります。

○濤井委員 議論が堂々めぐりをしますからやめますが、どうもそこらあたりの性格が、今政府の御答弁をいただいても理論的な感じがなかつきりいかない感じが非常に濃厚です。そうしますと、憲法二十九条との関係、これは当時平和条約の批准をされる臨時国会でも相当問題になったと思うのです。私たちはこういう私有財産と申しますか。それと憲法二十九条との関係をもう一回今あらためて考え直してみよう必要があるような感じがするのです。当時のもの考え方——大橋さんはきょうはおられませんが、当時大橋さんが法務総裁でありましたが、憲法は日本の国内しか及ばないんだ、外国には及ばない。従って憲法二十九条と在外財産とは関係ないという答弁をされてい

る。吉田総理は、個人としては補償したいのだ、しかし日本の国が、今厚生大臣の言われた通り無一物になっておるのでできないのだという意味のことを言っておられる感じがしたので、大橋さんの答弁とちょっとニュアンスが違ふのです。大橋さんは法律の大家だから、きょうおられたら個人的に聞いてみたいと思うのですが、憲法の施行地域外だから——請求権の放棄というものは、日本があのサンフランシスコ条約で放棄しておるのだから、憲法違反ではないかということを書いていらつしやる。そういう点、あの当時はだいたい混乱の状態であつたし、お互いに頭の平静を欠いておつた。しかし今は人心も落ち着いてきたし、われわれの頭もノーマルな状態に帰つておるので、もう一回在外財産と憲法二十九条との関係というものをお互いに考え

直してみても必要じゃないかという感じがするのですが、政府は依然としてその当時の——批准国会は昭和二十六年の十一月だったと思いますが、そのときの状態と今と解釈その他一貫して変つていない、こう見て差しつかえないでしょうか。

○田邊政府委員 憲法の解釈に關連いたしまして、国に補償の責任がありやいなやという点は、条約の解釈の問題と同様在外財産問題審議会におきましても、ずいぶん議論が戦わされたこととございまして、たびたび申し上げますように、審議会においてはいづれとも断定するに至らなかつたのでございしますが、政府におきましては、先ほど申し上げましたように、憲法の解釈としても法律上当然に補償の責任があるという見解はとっておらないようでございます。

○濤井委員 いずれ憲法との関係その他は、岸総理にきていただいて最終的にお尋ねをしたいと思いますので、その次には、在外財産たとえばインドの日本人の財産ですね。それからアメリカのダークセン法案といいますが、日本人やドイツ人の財産を、何か没収しておる財産の処分金の十分の一程度を返すとかいうようなことが去年問題になつておつたと思うのですが、もしそういうことが具体的にいつてきた場合には、この法案との関係は政府はどういう立場になるかと思つておられますか。

○田邊政府委員 それは別個の問題で、関係はないと考えております。

○濤井委員 この法律の二条関係を見ると、アメリカやインドはあまり関係がないような感じがしますけれども、終戦に伴つて発生した事態というよう

な、こういう解釈の中からやはり何人か出てくるような感じがするので、か、そういうものは全然ありませんか。

○田邊政府委員 ただいままでのところでは、インド及びアメリカからの引揚者の中には、どうもこの法律に該当する者はないように考えられるのでございまして、絶対であるかどうかにつきましては、やはり個々のケースに當ててみないと断言できませんので、結論的なことは申し上げられませんが、今までのところでは、私もアメリカ、インドには該当者がおそろくないのじゃないか、こういう予測をしております。しかし実際の場合に當てはどうか、よく検討してみたいと思ひます。

○濤井委員 そういふ該当者が出た場合には、やはり幾分これは問題が出てくるような感じがするのです。そういう人たちのたとえば財産というものが今度は自分のものになる可能性が出てくるわけですね。そうすると均衡上の問題が出てくるかと思ふのです。これは現実にインドなりアメリカ合衆国においてそういう問題があることは事実で、一応これは将来の問題に残しておきたいと思ふのですが、次に今度のこの法律を見てみますと、六カ月という一つの間を重要なものとして、あとのお金を与える上下というものは、すべて年令が中心になつておるわけですね。今までの引揚者団体等のいろいろの要請書その他を見てみますと、在外年令というやうなものが相当問題になつておつた。在外年令と年令とは私は非常な関係はあると思つておるのですが、しかしこれをものさしにする場合に

は、在外年令をする場と年令をする場合とは、仕方によつて引揚者に及ぼす利益というものが、各個人に相当のアンバランスが出てくるのですが、政府が在外年令というものを捨てて年令をとつたことについて、何か年令が非常に年令より有利な点というものがあつて年令中心にとられたのですか。

○田邊政府委員 それは、何か在外年令というものについて非常に信頼性がない、現実の年令が戸籍その他で一番いいんだということととられたのか、そこらあたりの年令を中心にしてこの法案が組み立てられた、この点で年令を根拠にしたのだといふものがあれば、お示しを願つておきたいと思ひます。

○神田国務大臣 引揚者の団体の方々は在外財産を補償せよという建前に立つておるわけですね。そこで在外年令というものを基準として御主張になつておられる。これは一つのお考えだろふと思ひます。しかし在外年令によつて必ずしも財産の多寡がきまらないことは御承知の通りであります。一応政府といたしましては、在外財産は補償しないという建前に立つておりました。そこで全生活の基盤を失つた者が内地に來られて、どういふやうにこれを一つ措置したらいいか、こういうふうになりまふと、どうしてもやはりお年をとつておる方々が生活の責任者だといふ問題が考えられると思ひます。それに社会政策的な考え方を若干加味したといふことが言えるのではないかと思つております。要するに、在外財産を基盤として御主張になる。私どもはそうではなくて、全生活の基盤を失つた、それに対して一つ生活更生と

いうかお見舞いというか発奮していただきたいというか、いろいろな総合的な考えで年令を基準にした、こういうふうな御理解願ひたいと思ひます。

○濤井委員 年令を基準にした点が、やはり給付金ですかの名称をつけたのと同じように、どうも今の御説明ではちよつとはつきりしないのですが、今までの答弁をずっと聞いておりますと、どうも給付金というものの性格が社会保障的な性格が非常に私は強く出ておるような感じがしてならないのです。そうしますと、政府はこの際割り切つて、これは在外財産の補償ではないんで、これは全く社会保障的なものとして引揚者のための給付金を出したのだ、こういう工合に明確に割り切れるのですか。

○田邊政府委員 在外財産の補償という言葉は、よほど正確に使い分けませんと誤解を受けるのでございしますが、一在外財産とは何かということが明確でないのです。引揚者が在外財産の暫定補償というものを主張します場合には、一つは私有財産権の尊重、それが国家賠償の肩がわりに使われたがゆゑに、国が賠償の責任を持つてという場合の在外財産と、それから引揚者は無一物で帰つてきたから、在外財産に対して何らかしらもらいたいという場合の在外財産とは、実体が違ふのです。そこで政府はいずれの場合でも財産の補償をするという考えはない、そこで先ほど社会保障的な性格が強いとおっしゃいましたが、その通りでございします。しかし単なる社会保障であるならば、何も特別にこういう性質のものをを出す必要はないわけですね。そこにはやはり先ほど大臣の仰せられましたよう

に、いろいろなことを勘案して、出す
気持の根本はあるわけだ。しかし出
す以上は、この配分の理念といたしま
しては、できるだけ社会保障的にやり
たい、こういう考え方であります。あ
たかも遺族援護の場合におきまして
も、あれは国家公務員の災害補償とい
うものを根本精神としておりますが、
国家補償の精神を根本としつつ、援護
と国家補償の精神とがうまく調和さ
れて法案の線が組み立てられておるの
とちょうど似ておるわけでございます
す。財産の補償ということでは、年
令ということに基づいたのは、お説
のような気持を多分に持っておるの
であります。

〔亀山委員長代理退席、委員長着席〕

○滝井委員 だんだん社会保障的な性
格が非常に強くなっておるというこ
は認めになったようでございます。そ
うしますと問題になるのは、引揚者の
諸君も戦争犠牲者であるという点につ
いては、内閣としては異存はないで
しょうね。

○田邊政府委員 その点は在外財産問
題審議会においても強調されておるま
すし、その気持の通り考えます。

○滝井委員 そうしますと戦争犠牲者
であるということが明確になつてき
た。給付金というものは、いろいろの
点が総合されて給付金という性格が出
ておるが、しかしそこには社会保障的
な性格が非常に強くなっておるという
ことはつきりしてきておる。そうしま
す、この戦争犠牲者に対して戦後い
ろの対策がとられたわけですね。戦
災者にとられたし、まだ帰還してい
ない未帰還者の留守家族にとられた

し、軍人なんかの恩給も復活してき
た。これら一連の戦争犠牲者に対する
政府のこのいろいろな対策というも
のは、これは保守党の政府のもとに
おいていろいろ打たれてきたのですが、
戦争犠牲者に対してはこれだけのもの
は最低として与えていくのだという何
か一貫した基本的な方針でもお持ちで
あったのか、それとも何もなく、行き
当たりばったりで今までやってこられ
たのか。戦争犠牲者に対して保守党内閣
として一つの筋金という筋、そうい
うものを何かお持ちになっておられま
したか、それを一つお尋ねしたい。

○神田国務大臣 私は今度の戦争の犠
牲者は全國民だと思つております。
だからみんなが戦争の犠牲者だと考
えております。そこでその中から真に政
府が何らかの手当をしなければなら
ない、こういう限られた犠牲者をどう
いうふうに一貫した考え方であつてき
たか、こういうお尋ねだるうと思ひま
す。政府といたしましては、しばしば
機会あるごとに御説明いたして、また
いろいろの機会に御説明いたしてお
るわけでございますが、何といつても
今度の戦争の最も大きな犠牲者は私
は戦死者、戦病死者だと思ひます。従
ひまして戦死者及び戦病死者の遺族の
方々に対しては最も政府としては意
を用いなければならぬ。これを最高
として、順次その事情等を勘案した
しまして、そしていろいろな措置をし
て参りたい、こういうことであらうか
と考へております。

○滝井委員 いや、私は順位を尋ねて
おるのではないのであつて、戦争の犠
牲が全國民に及んでおることは私も認
めます。しかし大臣もいつか朝日新聞

の在外財産の特集をお読みになつたと
思ふのですが、朝日の橋本君が何か勉
強して、ドイツの茂木特派員からわざ
わざドイツのことを取り寄せて載せて
おつたのです。

〔委員長退席、八木（二男）委員長代理着席〕

ドイツあたりの取扱いを見ると、戦争
犠牲者に対する立法を三つくらいに分
けてやつて、いろいろ違った取扱いを
してありますが、一貫した方針は何か
あるような気がするのです。今大臣の
答弁の、戦死者であるいはその遺族の方
が非常に重要なことはそれを第一にや
つておることはわかるのです。しか
し戦争犠牲者と私たちが言う場合に
は――私たちが戦争犠牲者ですけれど
も、家も焼かれていまして、からだ
も無事で帰ってきていまして、全國民
も戦争の犠牲者であるけれども、その中
でもわれわれが普通の概念で戦争犠
牲者と言ひ、終戦以来国会でいろいろ立
法上の措置をとつたのは、やはり一定
の範囲があるわけでは、その一定の範
囲の戦争犠牲者には保守党の政府とし
て大体こういうものをやつていくんだ
という何か一貫したものがあつたのか、
それともケース・バイ・ケースで手
打つてきたのかということなんです。

○神田国務大臣 戦争の犠牲者が全國民
であることは、御同様、同一の考
えであることは明瞭であるわけござい
ますが、政府は戦後ずっと社会補償を
考へながら、財政の見地からこれを逐
次実施してきております。さらに今
限られた戦争の犠牲者であつて、しか
も顕著なものについても、財政の許す
範囲内において、戦死者、戦病死者等
に対しては遺族年金を出すというよう
なことで、政府の考え方としても突如
としてここで給付金を出すことにき
まされたわけではなく、第一次吉田内閣から
そういう考へ方が現れておつたので
ございまして、そうして財政状態をにら
み合せながら、すべての顕著な戦争犠
牲者にいろいろ見合つてバランスをと
りながらやつてきたわけで、決して個
個のケースだけをとり上げて整理して
きたという考へ方ではないと思ひま
す。解決の早いおそいはあつたと思ひ
ますが、一貫してやるべきものはと
かく財政の許す限りやつて参つた、こ
ういふことであらうと思ひます。

○滝井委員 日本の戦争犠牲者に対す
るいろいろな施策を見ますと、み
んなばらばらなんです。そうして受

ける恩典というものが非常にこぼこ
が激しい感じがするのです。どうも脈
絡がないような感じがするのです。今
私、ドイツのことを言ひまして、持
てきてないと思つたら持つてきてお
つたのですが、やはり立法をやるのには
一貫した施策を持つて、二つか三つ
くらいのグループに分けてきちつと処
理していく形をとつた方が、國民もわ
かりやすいし、それに対する不満を
減らすこともできるのではないかと感
じがするのです。たとえばこの引揚
者の問題にしても、戦災者と引揚者の比
較論というものは、在外財産問題を論
議するときに相当やられてゐるので
す。そして戦災者と引揚者とは違
うのだということを北条さんなんか
どくどくと述べられておるのです。あ
るいは軍人恩給の中における兵と将官と
の不均衡論というものはやはり相當國
民の中にあるのです。そういう点、何
か日本の戦争犠牲者に対する補償の仕
方と申しますか、社会政策的な処置と
いふものがどうも行き当りばつたりで
ばらばらな感じがするのです。その
点、茂木特派員がいつてゐるドイツの
状態を見ると、第一は、一九五〇年十
月七日実施の戦争犠牲者救済法、第二
は、五〇年六月十九日実施の引揚者及
び戦争捕虜損害補償法、第三は戦災平
等負担法、こういうふうな三つの法律
に大きく分けて、きちつと三つの法律
的な土台を確立してやつておるの
です。そうして戦災を受けなかつた者
と受けた者をそれぞれきちつと調整し
て財源を求めてやつておる。日本も何
かそういう形をとらなければいけない
じゃないかと思ふのです。私がどうし
てそういう心配をするかと申します

と、いろいろ調べてみると、まだあとに残っているのが非常に多いのです。引揚者の給付金の問題が解決した後、われわれの手元に來ておるのをずっと調べてみますと、これは大臣もやられと申しましたが、動員学徒、徴用工、報道班員などの援護措置、軍人恩給と文官恩給の不均衡の是正、最近では金鵄勲章年金の復活というものが非常にやってきました。それから農地の補償、これは最高裁判所で自作農創設特別措置法が違法でないということがはっきりしたので、今度は見舞金という形で出てきておられます。それから郵便年金、簡易保険の戦前に積んだ掛金を現在の物価に調整すること、占領軍の土地接収に対する補償、戦時中の沈没船舶の補償、これは戦争犠牲者であるというには変りがない。特に一項、二項の動員学徒の問題、軍人恩給と文官恩給の不均衡の是正というところは自民党さんでも何とかしなければならぬという動きもあるように聞いている。これが社会保障的なものであるというになれば、今言った七つばかりのもののほかにまだ私はあるだろうと思うのですが、今私が手元に集めただけでも七つくらいあるのです。これらのものに対する処置が当然次の政治の日程に上ってくる可能性があると。こういうものをだんだんやっていると、恩給だけで一千億を越して恩給亡国論が最近行われておるので、いろいろな過去の立法を整理して、ある程度やはりきちっと系統的に分けてやってみる必要があるような感じがするのです。そういう点の問題を契機として政府としては何かお考えになったこ

とがあるかどうかということ。田邊さんはこの方の所管ですけれども、厚生省が一番そのしりのくるところなんでしょうから、大臣としてそういう点どういう場合にお考えになっているのか。これは今後日本の国政の上においてやっぱ非常に問題になってくる点だろうと思うのです。先ごろ私が予算委員会で大に農地のことについて御質問したら、大臣は農地のことはもうやりませんと言った。そうしたら何か自民党の方から少し抗議めいたことが出ておったようでありましたが、そういう点、いろいろあると思いますが、もう、当局としてどういう方針で臨まれるか、これは大臣にも聞きますし、岸經理にも私はお聞きしたい点なんです、その点御答弁をいただきたいと思うのです。

○神田国務大臣 今ドイツの戦後の社会政策と申しましようか、そういうった施策のやり方をお述べになったようでありますが、これは日本でもやはりいろいろやっておるのでございます。たとえば財産税を非常に高度なかけ方をしたことも、これは滝井さん御承知の通りだと思えます。戦争犠牲者と戦争犠牲者でない者の富のバランスを接近させようというような考え方で、非常に高度の財産税をとった。それからまた、戦災で家を失ったという者に対して、特別家屋税というものを非常に高い率で徴収したことも、御承知の通りでございます。それはみな戦後の復興にあつたことも、これは事実であります。だから日本においても、ああいうやり方は思い切つたやり方でございます。これは日本政府自体がやつたというよりも、占領軍の威力で

行われた、どうごうたる非難がございしましたが、とにかくあれは行なつた。この二つのことを申し上げても、今おあげになったドイツの例に決して劣らないことを日本はやつたのだと思ひます。戦争の犠牲者がどつちが大きいかわからないことについていろいろ議論がございしますが、とにかく日本も決して思ひつきだけでなくやつてきた。しかし、今度の戦争の犠牲というものがいかに大きかつたかということだろうと思うのです。それから、今お述べになりました学徒あるいは徴用工というふうなものに対する政府の施策もまたあたたかみが足りないというところは、これはお説の通りでありまして、これは何とかいたしたいということ、それから文官恩給と軍人恩給が是正されておらないという問題、それから軍人の恩給自体がどうも社会的な公平を欠くというふうなことがいわれておるといふこと、これらも取り上げて是正の道を開かなければならぬというふうなことも、これは一つの常識になっておるようでございますので、これらは、どの程度でありましようか、とにかく私が行うだらうと思ひます。それから私には非常に大きな意味で行うかといふと、私は軍人恩給の増額が日本の現下の財政からいって、そうたくさん行へるものじゃないと思ひます。先般の閣議においても、私は担当大臣として、石橋内閣以来社会保障を充実する、福祉国家を作るのだといふことは、内閣の一つの柱になっておるのだ、これはいかなるものにも優先して行ふものであらうといふことを持ち出しまして、各閣僚とも、それはその通りである、社会保障を充実するのだ、財源に限られ

ておりますから、これはやはり社会保障が優先して、そうして今述べられたような、戦争犠牲者といひましようか、そういう問題は、今後はみんな見合つたような、主観々々がございしますから、どこまでいっても納得するということとはむずかしいと思ひます。しかし多くの人が納得するところに地ならしされて落ちついていく、こういうふうには私は見ております。歴代政府がもしこういう戦争の跡始末に一貫性を欠いておるといふふうに見られる点があるとしたら、それはやはり日本の敗戦の姿、政治の力が欠落しておつて、バランスを合せないで措置を講じたといふよりも、バランスを合せながらやつていくことに努力しながらも、力が及ばなかつた点があつたのではないだらうか、こんなふうに見ております。今後そういうことがありますれば、やはり政治の公平の上からいって、逐次これは是正するべきものである。しかしあくまで是正であつて、それによつて大幅なものが打ち出されるというのではない。こういうふうにご考へております。

○滝井委員 これで終ります。午前中にも問題にしておりましたように、この未帰還者の問題、あるいは生死不明者の問題、そういうものは、いずれ未帰還者留守家族援護法等が三十四年八月までだったですか、延期されておる。こういう姿もあるわけですか。やはりこの戦争犠牲者に対するいろいろの立法上の措置というものは、早くできたものもあるし、最近になってできたものもあるし、それからその内容の援護する条件その他においても、初期にできたものはやはりインフレその他の関係もあつてきわめて僅少である、あとでできたものは相当いいものもあるといふことで、凹凸があります。従つて、まあ日本経済もある程度安定をして、戦後でないという状態にもなつておりますので、未帰還者あるいは生死不明者等の問題とともに、やっぱ戦争犠牲者に対する、現実生きて適用せられておる諸立法というものを検討をして、立法的にもある程度の均衡をとつて、そしてすっきりした姿で、今後社会保障ならば社会保障で一貫していくのだという姿、これは年金問題等とも関係をしていくと思ひますが、恩給等がありますから……。そういう点を一つ今後政府は十分検討していただいて、万遺憾なきを期すべきだと私は思ふのです。そういう点、一応要望して、大臣は一時間のお約束でありますので、これで私のきょうの質問を終ります。

○八木(一男)委員長代理 次に小委員会設置の件についてお諮りいたします。本日の理事会におきまして協議いたしました結果、診療報酬及び薬価に関する調査のため小委員十名よりなる診療報酬及び薬価に関する小委員会を設置すべきであるとの御意見でありました。同小委員会を設置することとし、小委員及び小委員長の選任につきましては委員長より指名したいと存じます。これに御異議ありませんか。

(異議なしと仰る者あり)

○八木(一男)委員長代理 御異議なしと認め、小委員には

亀山 孝一君、小島 徹三君、田中 正巳君、野澤 清人君、八田 貞義君、亘 四郎君

岡本 隆一君、滝井 義高君、
堂森 芳夫君、八木 一男君
の十名を指名し、小委員長には小島徹
三君を指名いたします。

次に、本小委員に欠員を生じた場
合の補欠選任及び本小委員会の調査
のため参考人を招致する必要を生じま
した場合には、その決定、人選、及び
手続等につきましては、あらかじめす
べて委員長に御一任願っておきたいと
存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八木（一男）委員長代理 御異議なし
と認め、そのように決します。

次会は公報をもってお知らせするこ
ととし、本日はこれにて散会いたしま
す。

午後三時三十九分散会

昭和三十二年四月五日印刷

昭和三十二年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局